

# 同窓会会則

(名称)

## 第1条

本会は、「愛国学園短期大学同窓会」と称する。

## 第2条

本会は、愛国学園短期大学構内に事務局を置く。

(目的)

## 第3条

本会は、会員相互の親睦を深めると共に、会員と愛国学園短期大学との関係を密にし、もって母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

## 第4条

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互及び母校と同窓会との連絡。
2. 同窓会総会の開催。
3. 母校の発展のための援助。
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

## 第5条

本会は、愛国学園短期大学卒業生をもって組織する。

## 第6条

本会は、役員会で認める特別会員をおくことができる。

#### 第7条

会員はその氏名及び住所変更の際し、速やかに事務局に届け出るものとする。

(会費)

#### 第8条

会員は、入会金を卒業時に納入する。

#### 第9条

本会は、臨時会費を徴収することができる。

(寄付金など)

#### 第10条

この会を維持するため、会員等から寄付金を受けることができる。

(総会)

#### 第11条

総会は不定期に開催するものとする。

#### 第12条

総会の内容については、幹事会において決定する。

#### 第13条

会員は総会出席時には参加費を納入する。

#### 第14条

総会には次のことを報告する。

- 1.収支会計報告
- 2.役員に関する事項
- 3.その他の事項

(役員)

#### 第15条

本会に次の役員を置く。

- 1.会長 1名
- 2.副会長 1名
- 3.幹事 35名以内 (新卒業生4名を含む)

#### 第16条

役員は会員の中から総会において選任する。役員が欠けた場合、会長は、臨時に役員を選任することができる。但し、その役員の任期は次期総会までとする。

#### 第17条

会長及び副会長は役員相互により定める。

#### 第18条

幹事は、会長及び副会長を除く役員とし、本学園に勤務している会員、その他の有志の会員及びその年の新卒業生4名とする。新卒業生で幹事を務めた者は退任後特別幹事として短期大学と同期生との連絡に当たるものとする。

#### 第19条

役員任期は、5年とする。但し再任を妨げない。

#### 第20条

役員会は会長が必要と認めた場合に随時開くことができる。

#### 第21条

会長は、愛国学園短期大学の教職員の中から顧問を委嘱することができる。

#### 第22条

幹事は、役員会及び総会についての事前の準備及び当日の進行等一切の運営を分担する。